

障害福祉分野就職支援金貸付事業 取扱要領

項目	内容
1 貸付対象者の要件	<p>次の①から④までの要件をすべて満たす人を対象とします（借受は1人につき1回限り）。</p> <p>① 広島県に住民登録をしている</p> <p>② 令和3年4月1日以降に、次のいずれかの研修を修了した又は修了見込みである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修以上の研修（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、実務者研修） ・居宅介護職員初任者研修 ・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・重度訪問介護従事者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること） ・同行援護従事者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること） ・行動援護従事者養成研修 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修） <p>③ 「離職した介護人材の再就職準備金」又は「介護福祉分野就職支援金」の貸付けを受けたことがない</p> <p>④ 広島県内の障害福祉サービス事業所又は施設（以下「返還免除対象事業所等」という。）において、主たる業務が利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という。）として就職した、又は就職する見込みがある</p>
2 貸付額	<p>貸付限度額は、障害福祉分野就職支援金利用計画書の記載額（上限200,000円）とします。</p> <p>※貸付対象経費は次のものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの預け先を探すための活動費 ・介護に係る軽微な情報収集の費用及び講習会参加経費、参考図書等の購入費 ・障害福祉職員として働く際に必要な道具及び鞆、靴などの被服費 ・転居を伴う場合に必要な敷金、礼金、転居費 ・通勤用自転車又はバイクの購入費 <p style="text-align: right;">等</p>
3 貸付申請及び貸付決定	<p>次の①から⑧の申請書類に申請書類送付票を添えて提出後、審査し、貸付の可否を決定します。広島県社会福祉協議会（以下、本会）が申請書類一式を受理後、1か月程度後に、結果を書面により通知します。</p> <p>① 障害福祉分野就職支援金借受申請書</p> <p>② 障害福祉分野就職支援金利用計画書</p> <p>③ 就職先となる障害福祉サービス事業所又は施設の業務従事（見込）証明書</p> <p>④ 個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>⑤ 所定の研修を修了した証明書の写し（受講中の場合は「受講証明書」を提出し、後日修了証明書を提出すること）</p> <p>⑥ 住民票の写し ※本籍地の記載があるもの</p> <p>【連帯保証人関係書類】</p> <p>⑦ 住民票の写し ※本籍地の記載があるもの</p> <p>⑧ 収入及び課税状況が確認できる書類</p>
4 付申請受期限	<p>就労開始日から3か月以内（内定日以降申請可）</p>

項目	内容
5 資金交付	<p>貸付決定後、次の①から④の書類の提出をもって、一括で送金します。 書類の提出から送金まで、1か月程度かかります。</p> <p>① 借用書</p> <p>② 借受人及び連帯保証人、法定代理人（未成年者のみ）の本人確認書類 ア. 顔写真付きの証明書で、運転免許証、マイナンバーカード（個人番号通知書は不可）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書のうちどれか1点の写し イ. アのいずれの書類もない場合は、「印鑑登録証明書」を提出し、借用書に登録印（実印）を押印すること</p> <p>③ 口座振込依頼書</p> <p>④ 口座振込先（借受人名義）が確認できる通帳の写し（口座番号、名義、銀行名、支店名が確認できる見開き部分）</p> <p>※本人確認書類は、有効期限内であることが必要です。 ※氏名及び現住所が記載された面の写しを提出してください。また、裏面に住所が記載されている場合は、両面の写しを提出してください。</p>
6 利子	無利子
7 連帯保証人	<p>連帯保証人が1人必要です。原則、次のいずれにも該当する人としします。</p> <p>【連帯保証人の要件】</p> <p>① 広島県内に居住し住民登録している（ただし、3親等以内の親族は県外在住の人でも可）</p> <p>② 行為能力者であり債務を弁済する資力を有する</p> <p>③ 貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子含む）を返還する意思がある</p> <p>※原則、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人としてください。ただし、上記の要件を満たさない場合は、他の連帯保証人を設定してください。 ※審査により、連帯保証人として適当と認められない場合があります。</p>
8 貸付契約解除	<p>借受人が①から④までのいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 借受人から貸付辞退の申し出があったとき</p> <p>③ 申請内容に虚偽があったとき</p> <p>④ その他資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき</p>
9 返還	<p>次の①から④までのいずれかに該当する場合は、当該事由の生じた日の翌月から、原則12か月以内に、県社協が定める金額を一括又は月賦の均等払いにより返還しなければなりません。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、返還期間を最長40か月以内とし、返還月額（下限）は原則5,000円とします。</p> <p>① 貸付契約が解除されたとき</p> <p>② 返還免除対象事業所等において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき</p> <p>③ 業務外の事由により死亡し、又は業務に起因しない心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p> <p>④ その他県社協が求める報告・届出等に応じない等、借受人等債務関係者としての責務を遵守しないとき</p>
10 利子延滞	<p>返還すべき額につき年3パーセントの割合で算定した額</p> <p>※正当な理由がなく、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて算定を行います。</p>

項目	内容
11 返還猶予	<p>次の①から③までのいずれかの要件に該当する事由が継続する期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還債務の履行を猶予します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 返還免除対象事業所等において障害福祉職員の業務に従事しているとき ② 養成施設等において修学しているとき ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき <p>※「養成施設等」は、介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設、「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等で障害福祉職員としての業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指します（以下この文書において同じ）。</p> <p>【障害福祉職員の業務に従事（返還猶予）中に離職した場合の取扱いについて】</p> <p>障害福祉職員の業務を離職した場合、求職活動を行っている期間は、離職日から3か月ごとに、毎月の就職活動の状況報告を行うことで、最長1年間の返還猶予を認める場合があります。</p>
12 当然免除	<p>次の①又は②のいずれかに該当するときは、貸付額に係る返還の債務を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 返還免除対象事業所等に障害福祉職員として就労した日から、2年間（以下、「返還免除対象期間」という）、引き続きこれらの業務に従事したとき ② ①の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により、継続して従事できなくなったとき <p>※返還免除対象期間の2年間は、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上であることが必要です。</p> <p>※返還猶予の②③に該当する事由により離職又は休業した期間は「返還免除対象期間」には含めません。</p> <p>※法人の人事異動等により、本人の意思によらず県外で障害福祉職員の業務に従事した期間は、「返還免除対象期間」に含めます。</p> <p>※ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した人に係る在職期間については、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同日に2か所以上で業務に従事した場合は1か所で従事したものとみなし通算しないものとします。</p>

項目	内容
<p>13 裁量免除</p>	<p>次の①から③のいずれかに該当する場合は、返還の債務額の全部または一部を免除できるものとします。</p> <p>① 死亡し、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき</p> <p>② 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき</p> <p>③ 広島県内において180日以上、障害福祉職員の業務に従事した後、次の特別な事情により障害福祉職員の業務に従事できなくなったとき</p> <p>ア 業務外の事由による死亡または心身の故障</p> <p>イ 出産・育児</p> <p>ウ 人事異動により、返還免除対象事業所等での障害福祉職員の業務に従事できなくなったとき</p> <p>エ その他県社協が認めた特別な事情</p> <p>※①～③いずれも既に返還を受けた金額を除きます。</p> <p>※①と②については、相続人又は連帯保証人からの返還が困難な場合等、真にやむを得ない場合に限ります。</p> <p>※①と③については、当該事実を証明する書類等の提出がない場合は適用しません。</p> <p>※③については、本人の責による免職や特別な事情がない恣意的な退職者(自己都合等による退職)には適用しません。</p> <p>※裁量免除の額は、広島県内において返還免除対象事業所等で障害福祉職員の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を、返還の債務の額に乗じて得た額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{③の免除額} = \text{返還債務額} \times \frac{\text{従事期間(日)}}{360(日)}$ </div>
<p>14 各種異動届</p>	<p>借受後、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、所定の様式に当該事由を証する書類を添えて、当該事由が生じた日から1か月以内(④については2週間以内)に県社協へ届け出が必要です。</p> <p>① 借受人や連帯保証人の氏名若しくは住所が変わったとき：異動情報(住所・氏名変更)届出書</p> <p>② 返還免除対象事業所等において、退職・休職・復職・法人内異動したとき：就業情報届出書</p> <p>③ 返還免除対象業務に2年間引き続き従事したとき(従事期間満了)：返還免除申請書、就業状況報告書</p> <p>④ 返還事由が生じたとき：返還計画申請書</p> <p>⑤ その他県社協が必要と認める届出等を求めたとき：所定の様式</p> <p>※「各種手続きに関する手引き」に沿って、書類を提出してください。</p> <p>※提出がない場合は、返還猶予が認められない場合があります。</p>

(附 則)

この取扱要領は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
 令和5年5月16日一部改正 同5年4月1日施行